

宇土市役所組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 4 6 号

宇土市役所組織規則の一部を改正する規則

宇土市役所組織規則（平成 1 2 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

被害認定調査班

」を

「

庶務班、調査班

」に改める。

別表第 2 中

「

被害認定調査班	1 被害認定調査に関すること。
---------	-----------------

」を

「

庶務班	1 室内の庶務に関すること。
調査班	1 被害認定調査に関すること。

」に

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。